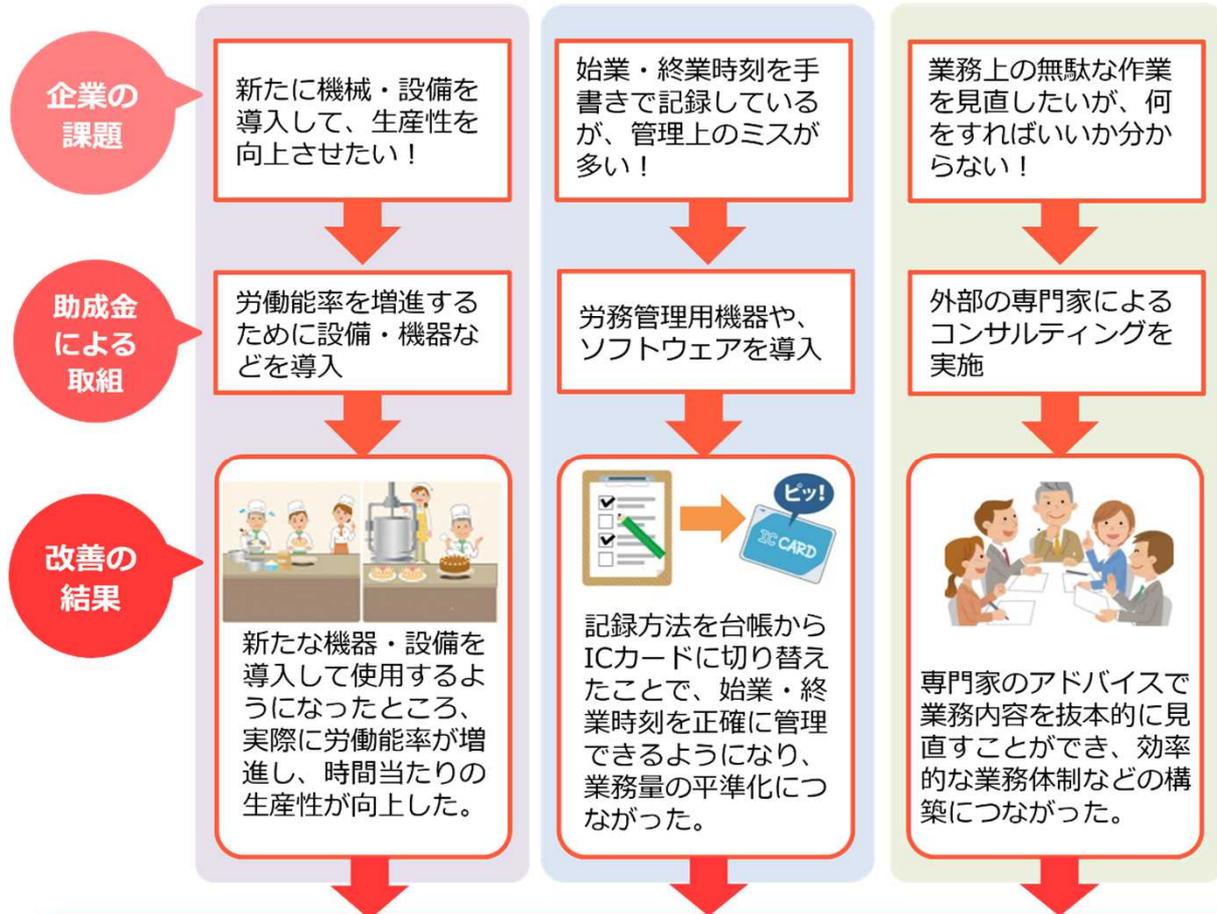


令和6年度「働き方改革推進支援助成金」 労働時間短縮・年休促進支援コースのご案内

令和2年4月1日から、中小企業に、**時間外労働の上限規制が適用されています。**
このコースは、生産性を向上させ、労働時間の削減や年次有給休暇の促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。ぜひご活用ください。

課題別にみる助成金の活用事例



生産性の向上を図ることで、働きやすい職場づくりが可能に!!

助成額

成果目標	助成上限額 ※1 (補助率原則 3/4)
以下のいずれかを1つ以上実施 ①36協定の月の時間外・休日労働時間の削減 ②年休の計画的付与制度の整備 ③時間単位の年休の整備及び特別休暇の整備	成果目標の達成状況に基づき、①～③の助成上限額を算出 ①月80H超→月60H以下: 200万円 ※2 ②25万円 ③25万円 } 合計250万円

※1 賃上げ加算制度あり:賃金を3%以上引き上げた場合、その労働者数に応じて助成金の上限額を更に15万円～最大150万円加算(5%以上の場合は、24万円～最大240万円加算)。
(常時使用する労働者数が30人以下の場合は加算額が倍になる。)

※2 月80H超→月60～80H: 100万円 / 月60～80H→60H以下: 150万円

働き方改革推進支援助成金にはこのコース以外にも勤務時間インターバル導入コースなど中小企業における労働時間の設定の改善の推進を目的としたコースがあります。
詳細についてはURL またはQRコードからご確認ください。

働き方改革推進支援助成金  検索

 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000120692_00001.html



<お問合せ先> 三重労働局 雇用環境・均等室 TEL : 059-226-2110